

遠鉄スポーツクラブ・エスポ袋井 会員会則

〔名称〕

第1条 本クラブは遠鉄スポーツクラブ・エスポ袋井(以下「本クラブ」と称します。

〔所在地〕

第2条 本クラブの所在地は、静岡県袋井市堀越371-1とします。

〔運営〕

第3条 本クラブの運営は、遠州鉄道株式会社(以下「会社」といいます)が行います。

〔目的〕

第4条 本クラブは、会員のクラブ内施設の利用を通じて心身の健康維持・増進と会員相互の親睦を図り、会員の豊かで快適な生活に寄与することを目的とします。

〔入会資格〕

第5条 本クラブの入会資格は以下のとおりとします。尚、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本クラブはその会員資格を取り消すことができるものとします。

1. 各会員種別において別途定める資格を満たし、本会則及び本クラブの諸規則を遵守できる方尚、未成年者の場合は、親権者の同意を必要とします。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に堪えうと認められた方。(健康状態に疑義のある方は、別途ご相談ください。)尚、場合により医師による診断書の提出を求める場合があります。
3. 刺青(タトゥーを含む)等をしていない方、薬物使用していない方
4. 暴力団、暴力団関係企業、これらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力ではない方
5. 伝染病・皮膚病等、他の利用者に伝染・感染する恐れのある疾病を有しない方
6. 何らかの理由により一人で施設利用することが困難な方で、介助者が付き添えない方
7. その他本クラブにふさわしいと当社が判断した方

〔会員の種別〕

第6条 会員種別及び当該種別で利用できる施設・条件等は別途定めるものとします。

〔入会手続き〕

第7条 本クラブに入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得るものと

します。

〔入会金および事務手数料〕

第8条 入会金および事務手数料は別に定める金額とし、納入後は理由の如何を問わず返還しないものとします。

〔会費〕

第9条 会費は別に定める金額とし、毎月1日に当月分を、当社指定の金融機関の預金口座より自動振替にて納めるものとします。尚、金融機関が休日の場合は翌営業日となります。また、法人会員は本クラブの請求により、指定期限までに支払うものとします。

〔施設利用料〕

第10条 会員は本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、会費以外にその定められた施設利用料を支払うものとします。

〔会員資格の一時停止・除名〕

第11条 本クラブは会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会員の資格の一時停止または除名する場合があります。

- (1)会費その他の費用を3か月以上滞納したとき。
- (2)再三にわたり会費等の滞納が生じたとき。
- (3)本会則、その他規則に違反したとき。
- (4)本クラブの名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- (5)施設・設備などを故意に毀損したとき。
- (6)他の会員への迷惑行為等が著しいと認められるとき。
- (7)その他会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき

〔会員資格の喪失〕

第12条 会員は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その資格を失うものとします。

- (1)退会
- (2)除名
- (3)死亡
- (4)法人が解散したとき
- (5)経営上の重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

〔会員資格の譲渡および登録変更〕

第13条 本クラブの会員資格は譲渡および名義変更ならびに担保等に従うことはできないものとします。

〔会員証〕

第14条 本クラブは会員に対し会員証を交付します。会員証は他人等に貸与および譲渡できないものとします。
会員は本クラブの施設を利用する場合、必ず会員証を提示するものとします。会員証を紛失・破損した場合には所定の手続きを行い再発行手数料を添え、会員証の再発行を受けるものとします。
また、会員資格を喪失した場合は、すみやかに会員証を返還するものとします。

〔施設利用〕

第15条 会員は本クラブの施設の利用に際し、別に定める諸規則に従うものとします。会員は本クラブの許可なく本クラブ内での商業行為、政治的・宗教的活動、またはこれに類する行為等は禁止します。

〔ビジター〕

第16条 本クラブは会員が同伴する場合または本クラブで認めた者については、会員以外でもビジターとして本クラブの施設を利用させることができます。
ただし、必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金その他に関する規則は本クラブが定めます。

〔休館日〕

第17条 本クラブは、季節休業・定休日等による休館日を定めるものとします。

〔休会〕

第18条 会員が転勤・出張・病気療養・留学等の事由により1か月以上にわたり施設を利用できない場合は、休会届およびその事実を証明する書面を本クラブに提出し、本クラブがこれを認めた場合、所定の休会費を負担し休会することができます。
ただし、休会期間は本クラブが認めたときからその事由が止んだときまでとし、20か月を超えることはないものとします。
休会届は休会しようとする月の前月20日までに提出するものとします。ただしお支払い済会費の中途期間での休会はできません。

〔退会〕

第19条 会員は退会しようとする月の前月20日までに本クラブに所定の退会届を提出し、会費等の未納がある場合は、完納のうえ退会しようとする前月末日までに会員証を返却し退会することができます。

〔施設の閉鎖および利用制限〕

第20条 本クラブは次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、本クラブの全部もしくは一部廃止、または施設の利用制限をすることができるものとします。
(1)天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
(2)施設の変更・改造・補修・点検等を行うとき。

- (3)本クラブの主催または共催する競技会・特別行事・講習会等を開催するとき。
- (4)法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢・経済状況等によるとき。
- (5)運営上必要と認めたとき。
- (6)その他やむを得ない事由が発生したとき。

〔責任事項〕

第21条 本クラブ施設および駐車場等で発生した盗難・障害・その他の事故について、本クラブは一切の責任を負わないものとします。

〔スクール会員・カルチャー会員〕

第22条 本クラブはスクール会員・カルチャー会員を設定することができるものとします。

〔諸会費・その他料金の変更〕

第23条 本クラブの諸会費・その他料金は、社会経済情勢の変動、その他の事情により変更することができるものとします。

〔無人営業時間での利用〕

第24条 本クラブの一部施設で実施される無人営業(セルフ)時間帯での施設利用において、利用資格を有する会員は、別途定める「無人営業(セルフ)時間帯での施設利用規則」を遵守するものとします。

〔会則の改定および告知〕

第25条 本会則の改定は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。
また、その告知は原則1ヶ月前までに施設内への掲示およびホームページへの掲載により行うものとします。

〔その他〕

第26条 本会則に定めない事項および業務運営上必要な細則は本クラブが別途定めるものとします。

〔附則〕 本会則は2025年4月1日より施行いたします。

以上

無人営業(セルフ)時間帯での施設利用規則

遠鉄スポーツクラブ・エスポ袋井(以下、「本クラブ」といいます。))では、2023年4月より、営業時間の中でスタッフが常駐し、会員の皆様をサポートする「有人営業(スタッフ対応)時間帯」と、スタッフが不在となる「無人営業(セルフ)時間帯」を新たに設定いたします。

提供される「無人営業(セルフ)時間帯サービス」(以下「本サービス」といいます。))において、会員の皆様には、ここに定める施設利用規則「以下、「本規則」という。)を事前に確認・同意の上、ご利用をお願いします。

(尚、本サービスの提供時間、利用可能エリア、その他条件は別に定めます。)

1. セキュリティ・管理等

- (1) 本サービスの利用資格を有する者は、会員証を所定位置のカードリーダー(読取り機器)の会員認証により、入退館します。
- (2) 会員は、会員証を自己の責任において管理し、会員本人の本クラブへの入館および退館の際に用いるものとします。また、本サービスの利用時には会員証を携帯し、これを携帯していない場合には、本クラブの施設内に立ち入ることができません。
- (3) 会員は、会員証を紛失、破損、もしくは盗難にあった場合、また読み取り不良等で使用できない場合には、速やかにその旨を本クラブに連絡するものとします。
- (4) 会員は前(3)で定める理由等により会員証の再発行を行う場合、再発行手数料を支払い、再発行を受けることができます。但し、読み取り不良等本クラブの責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとし、無償にて再発行するものとします。
- (5) 会員が本サービスの利用資格を喪失した場合、(利用の休止または終了、その事由の如何を問いません)その会員証に付与した入館権限は無効化されます。
会員は資格喪失後、本サービスの利用ができません。

2. 禁止行為

- (1) 会員は本サービスの利用において、次に定める行為を行ってはならないものとします。尚、次の各号の行為に該当すると本クラブが認めた場合、会員資格の一時停止または除名とする場合があります。
 - ① 本規則およびその他規則で定める事項に違背または違反する行為
 - ② ビジターその他会員以外の本サービスの利用資格を有しないものを同伴し、施設利用する行為
 - ③ 会員証を第三者に譲渡、貸与、その他本クラブに無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為
 - ④ 会員本人以外の第三者の会員証を使用する行為

- ⑤ 本サービスにおいて定められた立ち入り禁止エリアに入る行為
- ⑥ マシン、機器、その他設備を破壊、汚損・落書き、本クラブ外に持ち出す行為
- ⑦ 飲酒、喫煙、刃物等の危険物を持ち込む行為
- ⑧ 本クラブの事前許可を得ず、撮影や録音、または商品やサービス等の営業・勧誘を目的とした行為
- ⑨ 法令、社会規範、公序良俗に反する行為
- ⑩ 本サービスの提供の趣旨に照らして、本来のサービス提供の目的とは異なる目的等で利用する行為
- ⑪ 本サービスの利用に関して、本クラブに対し、過度な、または正当な理由のない要求・請求もしくは主張をなす行為
- ⑫ 前各号の他、会員会則で定める、会員資格の取り消し事由に該当する行為または禁止行為に該当する行為
- ⑬ 前各号の他、本クラブが合理的な理由に基づき不適当であると判断する行為

3. 会員の責任・義務

- (1) 会員は本サービスが、提供される通常のサービス(本サービス以外の時間帯で提供されるスタッフ・施設管理者を配置した有人サービスをいう)と比較して、次に定める事実の存在およびこれにより生じる危険、影響等の内容を十分に理解し同意の上、会員が自己の判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
 - ① 本クラブの施設管理者やスタッフ等の配置、管理・監督がないこと
 - ② マシン、設備等の利用方法の説明および会員の体調不良時における即時対応が困難であること
- (2) 会員は、前1項の定めに基づき、自己の責任において健康管理を行い、体調不良またはその恐れがある場合には本サービスを利用せず、医師の診断等に従うものとします。
- (3) 会員は、本サービスの利用中に自己の身体に不調・異変等を感じた場合、直ちに運動を中止するとともに、会員本人で回復が困難であると判断した場合、直ちに設置された「所定の非常時通報ボタン」を押し、本クラブまたは本クラブ指定の者(本クラブの業務委託先等をいいます。)にその旨を連絡・通報するものとします。
- (4) 会員は、他の会員に、前(3)項で定める内容と同様の異変があることを発見した場合、「非常時通報ボタン」を押し、本クラブまたは本クラブ指定の者(本クラブ業務委託先等)の者に連絡・通報し、会員間の相互扶

助に協力するものとします。

- (5) 会員は、本サービスの利用に伴い、マシン、機器、その他設備を損壊・汚損等した場合、直ちに(遅くとも翌日の本クラブの営業時間内までに)本クラブにその旨を連絡し、報告しなければならないものとします。
- (6) 会員は本サービス利用時において、本クラブまたは本クラブ指定の者から、会員証の提示を求められた場合には、直ちに提示するものとします。
- (7) 会員は、本規則で定める本クラブへの報告義務を怠ったこと又は禁止行為に違反したことにより、本クラブまたは他の会員その他第三者に損害が生じた場合、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

4. 本クラブの免責

- (1) 会員は、前項「3. 会員の責任・義務」および本規則に基づき、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。また「3. 会員の責任・義務」(1)項に定める事実があることは、本クラブの義務違反を構成しないものとします。
- (2) 会員が本サービスの利用に関して、他の会員その他第三者との間でトラブル、紛争(以下「紛争等」といいます)が生じた場合、本クラブは当該紛争等の解決義務を負わないものとし、会員は自己の費用負担と責任において当該紛争等を解決するものとします。また、本クラブが任意に紛争等の解決努力をした場合といえども、解決義務および継続的な解決努力義務を負うものではありません。但し、紛争等の発生に関して、本クラブの故意または重大な過失がある場合この限りではありません

5. 本サービスの変更、中断・停止・終了

- (1) 本クラブが必要と判断した場合、事前に会員に通知することにより、本サービスの全部または一部を変更することができるものとします。
- (2) 本クラブは、会員会則で定めるクラブの休業事由が発生した場合、本サービスの提供の全部または一部を、一時的に中断・停止し、休業する場合があります。この場合は事前に会員にその旨を告知します。
- (3) 本クラブは会員に対して、1ヶ月以上の事前の予告期間をもって通知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。

6. その他一般条項

- (1) 本クラブは、本サービスに基づく業務の全部または一部を、第三者に委託しておこなわせることができるものとします。また、当該第三者への業務委託に伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があります。
- (2) 本クラブは、相当な期間をもって会員に対して告知または通知することにより、本規則を任意に改定することが

できるものとします。本クラブは当該告知、または通知において、改定後の本規則の内容およびその効力発生日を明示するものとし、効力発生日をもって、改定後の本規則の内容が適用されるものとします。

【附則】

本規則は、2023年4月1日より施行とします。